

◇ 特定非営利活動促進法上の中核市の位置付けに関するアンケート結果 概要 ◇

実施時期：平成28年9月14日～10月7日

対象：47中核市（平成28年9月14日時点で地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市）の市民活動推進担当もしくはまちづくり担当の部署

| 項目                                | 対象：47全中核市 |     |       | 主な回答  |
|-----------------------------------|-----------|-----|-------|---|
|                                   | 結果        |     |       |   |
| 特定非営利活動促進法第9条における所轄庁となることを希望しますか。 | 希望する      | 4市  | 8.5%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は既に都道府県の条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲を受けており、当該事務に係る体制も整っているため。</li> <li>・所轄庁となることで、NPO法人の認証を申請する団体の利便性が向上するだけでなく、<u>地域に根ざした活動をするNPO法人との関係がより密接となることで、市民の創意と意欲を活かしたまちづくりの推進に資するもの</u>と考えるため。</li> <li>・NPOの所轄事務の移譲については、NPOとの協働事業を進めようとしている本市にとって、<u>NPOの情報を直接得ることができるようになるなどのメリットがあり</u>、また、本市の規模からしても、所轄庁となる必要性があると考えられる。ただし、移譲を受けるに当たっては、<u>財源的、人的、ノウハウの面などの課題を解決する必要がある</u>。</li> </ul>   |
|                                   | 希望しない     | 33市 | 70.2% | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は既に都道府県の条例による事務処理特例制度を活用した権限移譲を受けている。都道府県と市とで法の解釈や運用が異なることがないように、担当者会議の開催や協議等を行っており、<u>都道府県と協調を図りながら円滑に事務を執行している現状が望ましい</u>。</li> <li>・中核市によっても市内に抱えるNPO法人数は様々であるため、<u>情報の一元化が必ずしも業務に良い効果をもたらすとはいえない</u>。また<u>事務の煩雑化が見込まれる</u>。都道府県と中核市の情報共有の質を高めれば対応は可能と考える。</li> <li>・<u>所轄庁業務の受け入れに対する整備が困難であるため</u>。</li> <li>・<u>NPO法人の活動範囲が市域を超え広範囲に及ぶこともあることを考慮すると、市域ではなく都道府県域で把握した方が、法人の全体的な把握につながると考えるため</u>。なお、<u>NPO法人の活動状況や、行政との関わり方は地域によって異なるため、全中核市への一律移譲については、慎重に考えていただきたい</u>。</li> </ul> |
|                                   | どちらともいえない | 9市  | 19.1% | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市がNPO法人の認証事務を担うことで団体の実態を把握しやすくなり、実情に応じた支援や施策展開が可能となると考えられるため、本市では、<u>移譲を受けること自体は前向きに捉えている</u>。ただし、移譲にあたっては、<u>現在所轄庁である都道府県の協力や支援が必要であり、さらに財源や人員の確保も必要である</u>。</li> <li>・<u>市の受け入れ体制（事務処理能力の向上）が整っておらず、現時点での受け入れは困難であるが、その体制が整い次第受け入れを希望する</u>。</li> <li>・<u>NPO法人の多くが市域を超えて広域的に活動を行っている実情があり、そのため広域的な観点から指導・助言できる都道府県に権限を残しておく方がNPO法人にとって、有利になる場合もあると考えている</u>。さほど広くない区域において市境界によって監督庁が異なることは事業者にとって合理性に欠ける状況も考えられ、<u>そういった地域性がある中で中核市一律での要望は避けられたい</u>。</li> </ul>                         |
|                                   | 未回答       | 1市  | 2.1%  | -   |

| 項目  | 対象:47全中核市                   |      |       |   |
|---|-----------------------------|------|-------|---|
|   | 結果                          |      | 主な回答  |   |
| 条例による事務処理特例制度を活用し、都道府県が担っている特定非営利活動促進法の所轄庁事務に係る権限移譲を希望しますか。 | 既に権限移譲されている                 | 12市  | 25.5% | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、本市内において認定NPO法人等が存在せず、加えて認定・仮認定に相応する法人においては活動範囲が広域に亘ることが予想され、都道府県による対応がより適切だと思われることから、現状のままで良いと考える。</li> <li>・本市でも、平成26年度の金沢市の地方分権改革に関する提案事項内に記載されている内容と同様の支障や課題意識等から、権限移譲を受けるに至った。</li> <li>・本市内に認定NPO法人等は存在せず、また、それらに近い実績を持った法人もほぼ存在しないため、本市のまちづくりへの効果を考慮すると、認定NPO法人等の監督権限は都道府県が有している現状が最善であると考ええる。</li> </ul>  |
|   | 既に一部権限移譲されているが、さらに権限移譲を希望する | 0市   | 0.0%  | -   |
|   | (権限移譲を受けておらず)権限移譲を希望する      | 3市   | 6.4%  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在所轄庁である都道府県から財政面や事務処理ノウハウの習得への支援などが得られることが必須の条件であるため、まずは地方自治法の事務処理特例制度による権限の移譲を希望する。</li> <li>・権限委譲を受けることで、<u>当市およびNPO法人の双方にメリットがある</u>と考えるため。</li> <li>・NPOの所轄事務の移譲については、NPOとの協働事業を進めようとしている本市にとって、<u>NPOの情報を直接得ることができるようになるなどのメリットがあり</u>、また、本市の規模からしても、所轄庁となる必要性があると考えられる。ただし、移譲を受けるに当たっては、<u>財源的、人的、ノウハウの面、さらに、既存の機構との兼ね合いの面などの課題を解決する必要がある。</u></li> </ul>                          |
|   | 権限移譲を希望しない                  | 30市  | 63.8% | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人は、<u>市域にとらわれることなく活動している団体が多く、都道府県単位で対応する必要性もある</u>と思われる。また、<u>中核市が県庁所在地である場合には、所轄庁である都道府県庁と隣接しており移動距離等の負担も少ない</u>ため、現時点では権限移譲が必要とは考えていない。</li> <li>・<u>数年後の受け入れに向けて体制を整えているため、現時点での受け入れは困難</u>である。</li> <li>・本市において当該案件の議論はまだ十分ではなく、現時点では実施できる段階ではない。</li> <li>・<u>人的、予算的な受け入れ態勢の確保が難しい</u>ため。</li> <li>・<u>市民サービスの顕著な向上が想定されない</u>。また、件数に対して、専門的知識を有する職員を配置するには費用負担が大きい。</li> </ul> |
|   | 検討中                         | 1市   | 2.1%  | ・NPO法人との協働のまちづくりの推進が期待できるが、権限移譲により新たな事務負担等が伴うことから将来の権限移譲を視野に入れながら市民協働の推進体制の整備を検討中。  |
| 未回答   | 1市                          | 2.1% | -     |   |